

別紙一仕 3

事業者と本市のリスク分担について

項 目		リスク分担	
		市	事業者
法令等の変更	事業者の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制等の変更			○
資金調達			○
物価・金利の変動			○
需要の変動			○
事故発生(情報漏えいを含む)	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	占有物件や舗装など全ての駐輪施設(本市に帰属する施設を含む)の設置・保守に関する瑕疵によるもの		○
	上記以外の理由によるもの	協議による	
駐輪施設の損傷	事業者の故意・過失によるもの		○
	占有物件や舗装など全ての駐輪施設(本市に帰属する施設を含む)の保守の不備に起因するもの		○
	上記以外の理由によるもの	協議による	
備品の損傷			○
利用者・周辺地域・住民への対応	事業者が行う業務に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	占有物件や舗装など全ての駐輪施設(本市に帰属する施設を含む)の設置・保守に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応		○
	上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応	協議による	
第三者への賠償(国家賠償法に基づく求償権を市が事業者に行行使する場合を含む)	事業者としての業務により損害を与えた場合		○
	占有物件や舗装など全ての駐輪施設(本市に帰属する施設を含む)の設置・保守に関する瑕疵により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由で損害を与えた場合	協議による	
事業の変更・休止・中止	事業者の責に帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の理由によるもの	協議による	
上記に定めるものの他不可抗力(暴風・豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は事業者のいずれの責に帰することのできない自然的又は人為的な現象)によるリスク		協議による	
業務の引継ぎに関する費用(引継ぎを受ける場合及び次期事業者に引き継ぐ場合)			○